

Title	現代社会と、法・法学の自然観・人間観についての一考察
Sub Title	A Study of the modern society and Law, the natural and human views in jurisprudence
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.12 (1989. 12) ,p.371- 391
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田口精一教授 平良教授 退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891228-0371

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代社会と、法・法学の 自然観・人間観についての一考察

宮 崎 俊 行

まえがき

- 一、食料生産額と国民医療費——異常の指標
- 二、法・法学の「進歩」と、社会の異常化
- 三、食のパターンの変化
- 四、食料の商品化と法・法学
- 五、食料についての法的把握
- 六、法の「制度化」・「物体化」
- 七、近・現代の、法・法学の自然観と人間観

まえがき

筆者が、慶應義塾大学法学部法律学科の学生として、専門課程の法律学を学んだのは、一九四八年（昭和二十三年）から一九五〇年（昭和二十五年）にかけての足かけ三年間（筆者たちは、旧制大学の最後の学年であったので、新制大学第

一期生との卒業時期の競合を避けるために、本来の卒業時期よりも六カ月早く卒業することになったので、正味二年六カ月の間）であった。もし、筆者の記憶が正しければ、その当時、いわば「大六法」とされていた「六法」（日本の法令集の大きさは、せいぜい、現在の「小六法」とほぼ同じ程度であったように思われる。ところが、現在では、「小六法」が、かつての「大六法」なみの大きさになっているが、それでも専門家にとっては、十分だとは言いがたく、「大六法」となると、とても持ち歩けない巨大なものとなった。おそらく、第二次大戦の敗戦後、間もないその当時から、現在までの約四〇年の間に、法律の数が著しく増加したからであろう。このように成文法だけに着目しても、おびただしい法源数の増加が見られるが、さらに、判例法に目を向けると、ここでの法源の（少なくとも量的）差異は、成文法についてよりもはるかに大なるものがある。要するに、この「戦後」の四〇年前後の間に、法源の——大雑把にいえば（広義の）法律・法——の増大・「完備」に向かつての動きには、著しいものがある。

一方、法（律）学の「研究成果」の発表にも驚くべき「発展」があった。著書・論文（の少なくとも分量）は、膨大であり、その中の筆者の「専攻」分野に限ってみても、一日は相変わらず二四時間という時間の中では、とても読めるものではない、との感が深い（筆者の怠慢もあるだろうが）。また、法（律）学を主な専攻として学習した大学卒業生の数も、おびただしく増加している。要するに（広義の）法律・法は、より「完備」し（日々「完備」に向かつて進んで来たし）、法学は、極めて「隆盛」になったということが出来るであろう。

ところで、このごろ、筆者の脳裡に、しきりに去来する疑問は、このような法・法学の「完備」・「発展」によって、はたして「世の中」は「良く」なったのか、ということである。もっとも、この疑問に答えようとする筆者の研究は、まだまだ、わずかしか進んでないが——むしろ、「緒についたばかり」といった方が正確だが——それでも、これまでの法・法学の在り方の基本については、極めて大きな問題が伏在しているように思われてきた。さらに、その背後には、近・現代の人間観の誤りが見えてきたように思われる。

そこで、本稿では、このようなことについての筆者のささやかな思索の大筋を書き留めて、筆者自身の「足もとを踏み固める」とともに、読者諸賢の御批判・御教示を仰ぐことにしよう。

一、食料生産額と国民医療費——異常の指標

1 「世の中」が「良く」なったか、「悪くなった」かを示す事例ないし指標として、何を採り上げたら良いのか。論者によって様々であるが、(広義の)法律に関係する者であれば、おそらく、犯罪、自殺、火災原因、各種の紛争の発生と解決、さらに、環境破壊(逆に保全)の程度などが採り上げられるのではなからうか。⁽¹⁾これに反して、国民総生産とか、一人当たり国民所得とかのような単なる経済的(むしろ金銭的)な指標が、あらためて採り上げられることは、今や、少ないであろう。これらの項目は、いずれも採り上げてみるに値するが、本稿では、筆者が農業法学の研究にも従事して来たこととの関連から、これらとは、いささか違った事項を採り上げてみたい。

2 第一表を見ていただきたい。この表の示す数字から、何を感じとるかが、まず、問題である。また、細部にループを当てて見るような見方をすれば、この数字それ自体も、この表の元になるべき資料の種類が異なれば、いささか違う場合もあるし、また、国民医療費が、このように急ピッチで増加した原因だけについても、いろいろと詮索ができる(しかも、それは、全く無駄なことではない)。

しかし、ここでは、各々の項目それ自体ないし細部には、あえて目をつぶって、大局的に、この数字ないし傾向の意味するものが何かを、大づかみに感じとることにしよう。そうすると、こういうことになるであろう。日本国内で生産された食料の総額を(表の(6)欄)、国民医療費と対比すると、二〇数年前ないし二〇年前は、後者は前者の二〇%〜三〇%程度であったものが、一九八〇年(昭和五五年)代に入る頃から、ほぼ同額となり、近年では、後者が前者より

第1表 日本の農漁業産出額と国民医療費

年度	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)
	農業産出額	漁業生産額	(a)+(b)	国民医療費	65歳以上の人口(割合)	個人飲食費支出	(d)/(c)	(e)/(f)	(d)/(f)	穀物自給率
昭和										
35	19,148	3,448	22,596	4,095	5.398 (5.7%)	38,667	0.18	0.58	0.11	82%
40	31,769	5,558	37,327	11,224	6.236 (6.3%)	76,868	0.30	0.49	0.15	61%
45	46,643	9,692	56,335	24,962	7.393 (7.1%)	141,386	0.44	0.40	0.18	45%
50	90,514	18,870	109,384	64,779	8.865 (7.9%)	298,231	0.59	0.37	0.22	40%
51	92,946	21,862	114,808	76,684	9.188 (8.1%)	331,144	0.67	0.35	0.23	37%
52	101,140	25,451	126,591	85,686	9.561 (8.4%)	372,215	0.68	0.34	0.23	35%
53	103,476	24,512	127,988	100,042	9.920 (8.6%)	381,275	0.78	0.34	0.26	34%
54	107,088	26,480	133,568	109,510	10.309 (8.9%)	412,282	0.82	0.32	0.27	35%
55	102,625	27,712	130,337	119,805	10.647 (9.1%)	438,199	0.92	0.30	0.27	29%
56	107,154	27,779	134,933	128,709	11.009 (9.3%)	454,861	0.95	0.30	0.28	33%
57	106,725	29,640	136,365	138,659	11.350 (9.6%)	487,245	1.02	0.28	0.28	33%
58	110,027	29,032	139,059	145,438	11.672 (9.8%)	508,652	1.05	0.27	0.29	32%
59	116,937	29,326	146,264	150,932	11.956 (9.9%)	529,698	1.03	0.28	0.28	31%
60	116,295	28,902	145,197	160,159	12.468 (10.3%)	549,666	1.10	0.26	0.29	31%
61	114,675	26,981	141,656	170,690	12.870 (10.6%)推計	558,057	1.20	0.25	0.31	31%
62	105,619	25,877	131,496	180,759	13.322 (10.9%)推計	564,178	1.37	0.23	0.32	

(注) 人口のみ単位：千人、それ以外は、単位：億円。
 農業白書付属統計表、漁業白書、ポテト農林水産統計、厚生白書等により、宮崎後行作成。

も二―三割増しの額に達しているのである(表の(g)欄を参照⁽²⁾)。国民医療費が、食料を生産する産業の産出額(必要経費額を差し引いた所得ではなくて、粗産出額)よりも、かなり多い、という近年のこの事態を「正常」だということができるであろうか。細かい議論をすれば、これらの金額は農・水産物価格、薬の価格の変化によって内容が同じでも、直ちに変わってしまうし、また、国民医療費は、医療保険・保障制度いかによって、かなり変わるわけだし、(e)欄に示したように、高齢者人口の割合も増加していることだから、国民医療費の急増も格別に驚くには当たらないという意見もあるかもしれない。それにしても、とにかく、国民医療費が、食料の生産額を、かなり超えており、また、かつては、国民医療費が、個人飲食費支出の一割から一割五分程度であったものが、今や三割を超えているという事態(表の(i)欄)を「正常」と思うとすれば、それは「異常」に慣れてしまつて、「異常」を「異常」と思わない「異常」な精神のなせるワザといふべきである。

さらに、第一表を見て行くと、極めて、示唆的なことを読み取ることが出来る。それは、(g)欄と(i)欄の数字の傾向と、(h)欄と(j)欄の数字の傾向とが、達観すると、まさに反比例的傾向であることである。すなわち、国民医療費が、農・漁業産出額および個人飲食費支出に対比して、漸増して来るにつれて、農・漁業生産額が個人飲食費支出に対比して、漸減し、かつ穀物自給率も漸減しているわけである。

3 社会の異常さを示す或る一つの指標は、一見、それと無関係と思われるような他の指標と実は関連があるらしい。そうなるや或る社会の或る分野の異常は、その社会のいろいろな分野・局面に共通する深部にその根を持っていることになるであろう。だから、この「共通の根」が何かを探ることが必要となる。この「共通の根」にアプローチするためのルートは、いろいろなものがあるであろう。本稿では、或る意味では迂遠であり、或る意味では「我田引水」流の感もあるが、当面は、やはり、食料・農林水産業と、法・法律・法学からのルートを探ることにしよう。

(1) おそらく、文句なしに「世の中」が「良く」なったと思われれることは、(イ)兵役の義務(大日本帝国憲法二〇条)が無くな

ったこと、(d)思想及び良心の自由、信教の自由、また表現の自由、学問の自由が、保障されたこと（日本国憲法一九条・二〇条・二一条・二三条）、であらう。

(2) 国民医療費とは、国民全体が、医療機関に支払った医療費の総額である。それには、患者が医療機関に直接支払った医療費のほかに、各種保険者が医療機関に支払った医療費や、公費負担医療費も含まれる。しかし、市販薬の購入費は含まれていない。

二、法・法学の「進歩」と、社会の異常化

1 第一表を見ながら、右の一（とくにその3）で述べたことを考えていると、さて、このような「変化」——むしろ「世の中」の「悪化」——に対して、法・法律・法学は、どういう役割をはたしたのか、という疑問が思い浮かんで来る。「まえがき」に述べたように、確かに一面では、法源の数が、おびただしく増加し、また、法学研究の「成果が上がった」にもかかわらず、「おかしいな」という感がある。それと同時に他面では、もう少し掘り下げて根本的レベルで考えると、この四分の一世紀ないし四〇年程度の間には、たして法・法律・法学に、どのような変化があったのだろうか。実は、基本ないし大枠では、変化が無かったということが出来るようにも思われる。

この両面の感想——感想というよりも、むしろ現実の事態と言ってもよからうが——を統合してみると、要するに、次のようなことではなからうか。すなわち、第一表に採り上げた期間、もう少し大掴みに言うと、一九四五年（昭和二〇年）の敗戦後の数年の間に、日本国憲法の制定（一九四六年一月三日公布、一九四七年五月三日施行）を頂点とする、いわゆる「戦後改革」がなされた当時から、現在までの間、わが国の法の基本・大枠は、変化がない（ここでは、そのことの善悪の価値判断はしない）。憲法は言うに及ばず、第一表の中の項目に関連する法制も基本・大枠では、おむね昭和二〇年代に制定あるいは大改正によって確立された骨子が、そのまま維持されているわけである。そして、

その基本・大枠・骨子の範囲内での、もしくは、それを前提としての、いわば、マイナー・チェンジないし補充・改良は、何回もなされてきたわけである。このマイナー・チェンジないし補充・改良のために、法源の数が著しく増加し、また、そのための提案や批判としての「研究の成果」が多数発表されたわけであろう。さて、本稿は、すべて、細部にはあえて目をつぶって、基本・大枠・骨子の性格ないし「流れ」を達観しようというものであるから、その線に沿って、もう少し検討を進めてみることにしよう。

2 この検討を進めるに当たって、当面の手掛かりは何であろうか。既に述べたことの整理に過ぎないようだが、法学の基本・大枠・骨子が変わらないのに、「世の中」の状況・人々の生活に大きな「異常」に向かっている変化が出てきてしまったことを、どのように受け止めるかである。基本・大枠・骨子は変わらなかったわけだが、その中で（それを前提として）、日々・年々、おそらく「真剣な努力」によるマイナー・チェンジないし補充・改良が、為されたにもかかわらず、現実には大勢として、上述のような「異常」に向かっている変化がもたらされてしまったという事実から何を汲み取ればよいのであろうか。あるいは、日々、年々のマイナー・チェンジないし補充・改良の「努力」が、まだ足りなかったという受け止め方をする人があるかもしれないが、筆者は、大局的には、そうではなく、次の二つの点を問題として採り上げるべきであるとの受け止め方をしたのである。すなわち、一つは、①もしかしら、法・法学の基本・大枠・骨子について何か問題（誤り）があるかもしれないということである。もう一つは、②一体、法・法学というものは、その基本・大枠・骨子と、その補充・改良の「真剣な努力」の営みや「成果」の両方をひっくるめて、法・法学だけでは、「世の中」の在り方に対する機能は、そもそも、かなり限られたものに過ぎず、「法以外のもの」・「法学以外のもの」の力が極めて強力なものではないのかということである。そうだとすれば、その「法以外のもの」の中で、法に特に密接な「関連」を及ぼしているものは何か、そして、その「関連」の実体は、どうなっているのか、ということが追求されなければならない。

三、食のパターンの変化

1 これらのことについて、考察する糸口として、やはり、もう一度、第一表の意味するものを、どのように受け止めるか、にもどって考えることにしよう。そうすると、先にも一言したように、第一表の(g)欄および(i)欄の数字の漸増傾向と、(h)欄および(j)欄の数字の漸減傾向が、まさに対応しているわけである。このことの原因・背景を一言でいえば、①日本の人々が、食べる食料の中の、日本国内の農・漁業の生産物の割合が低下し(反対に輸入食料の割合が増加し)、しかも、②食べる食料の中で、畜産物とくに肉類の割合が著しく増加したことと(第一表には直接に示されていないが、穀物自給率の低下の主な要因は、飼料用穀物輸入の増大による)、③この二つのことと、ちょうど裏腹の関係で、(g)欄と(i)欄に示すように、国民医療費の増大が引き起こされている、と理解すべきであろう。

2 それでは、そもそも人間は、何を食べるべきなのかについて、絶対的とも言えるような法則があるのであるか。実は、残念ながら、一般には、あまり知られていないけれども、人間は——より具体的には、ある地域の人々、例、日本列島の住民は——、何を食べるべきかについて、科学のおよび哲学的考察と実践の文化として、「食養(道)」といわれるものがある。⁽¹⁾「食養(道)」によれば、各段階(個人、地域、地球など)の次元における「陰陽」の調和の原則を基本とするいくつかの原則があるが、その中で、本稿に関連がある重要なものとして「身土不二」の原則がある。⁽²⁾「身土不二」とは、一言でいえば、人間の身体と人間の食料を生産する土地とは、分離不可能に結合している、ということである。したがって、食料が生産される土(漁業ならば、直接には水域・海を考えてよいが、その状況いかんは、土地「の上の人間の活動」によって、大きく左右される)の地力・汚染度その他の状況いかに、食料の量と質とを左右し、さらに食料は人間の身心の状況を左右するというわけである。しかし、本稿では、「身土不二」の中の地力と人間との関係については、これだけに止め、或る地域の人々の食料と、その地域の位置・地理的状况との関係

について、言及することにしよう。詳細を説く余裕はないので、ほんの要点だけについて説明する。

(広義の)農用地といわれる土地の中身と、その地域の住民の食のパターンとは密接不可分な関係がある。たとえば、永久採草地が、農用地の中で占める割合を見ると、西ヨーロッパ諸国では三〇% (イタリア) ないし六〇% (イギリス) に及んでいるが (アメリカ合衆国も五五%程度)、日本では北海道を含めると一二%になるものの (日本全体で六三・六万ヘクタールのうちの五一万ヘクタールが北海道にある)、北海道を除いて計算すれば、わずかに三%に過ぎない。これに対して、日本の水田は、ピーク時の三四〇万ヘクタールから漸減して二八九万ヘクタールに低下したとはいえ、それでも農用地の五四―五五%を占めている。要するに、農用地の中身を見た場合の大きな特徴として、西ヨーロッパでの永久採草地が、日本での水田に相当するわけである。さらに、このことの背後には、全地球的には、西ヨーロッパも日本も (広義の) 湿润地帯に立地するが、彼と我とでは、その程度には、格段の差がある、ということが重要であろう。地理的説明にこれ以上言及する余裕はない。³⁾

そうすると、問題は、彼我のこのような差異が、それぞれの住民の日常の食のパターン・在り方に、いかなる影響を及ぼすかである。これについても、説明すべきことは多々あるのだが、一言でいえば、日本では米を「主食」とするパターンが、まさに必然的だと言うことである (「主食」の概念については、割愛する)。ところが、一人一年間当たりの米の消費量 (重量) が、食料全体 (重量) の中で占める割合は、かつては、二九% (昭和三五年) ないし二六% (昭和四〇年) 程度であったが、近年では一五%程度に減少した。反面、昭和三五年当時と比べて、昭和六二年には、肉類は、五・三倍に、牛乳・乳製品は、三・四倍に、鶏卵は、二・六倍に増加している。そして、家畜の飼料の中で純国内産飼料でまかなえる分は、近年では需要量の四分の一程度に過ぎないから、残余は、輸入にたよらざるを得ないので、飼料穀物 (トウモロコシ、大麦、オート麦、ライ麦、ソルガム、ミレット) だけでも、近年では、二二〇〇万トン程度 (日本の近年の米生産量は、一〇〇〇万トンないし一一一〇万トン程度だから、その約二倍の飼料用穀物) を輸

入せざるを得ない(穀物だけではなく、太平洋を越えての干草の輸入もある)。

このような数字をこれ以上紹介したり、説明を付加する余裕はない。要するに、この約四半世紀前後の間に、日本人々が、いかに「身土不二」の原則から離れて来たか、そして、それにつれて、国民医療費も大幅に増大せざるを得なかったか、ということをしつかりと回顧することができればよいのである。

3 それでは、どうして、このように「身土不二」原則から離れてしまったのか。その原因は何であろうか。この原因には、いろいろなものがあるであろう。当面、考えられるものとしては、①一人当たり国民所得が増大すれば、食のパターンは、常に欧米と近似する筈だ(そういう予想であるとともに、それが望ましいとの価値判断も含んだ)との一種の「理論」が、かつては有力であったこと、②戦中戦後の飢餓状態を経験した人々(筆者もその一人だが)にとつては、上記①の「理論」は、「舌の快樂の欲望」とまさに符合しており、食のパターンの欧米化には、逆らい難い感があったこと、③一九五〇年代までは、食のパターンの欧米化が、個人の家計上も、国民経済上も、経済的負担が大きいために困難であったが、これが漸次可能になったこと、などが思い当たる。そして、さらに、④その背後には、欧米基軸のワンパターンないし単線型文化観(ないし文明観)が、敗戦を契機として滔々として流布されてきたことも原因であったのかもしれない。

- (1) 河内省一(医師、食養道研究・実践家)著『健康レター——食養のすすめ』(時事通信社、第八刷昭和五六年)、河内省一「日本の食養——石塚左玄と桜沢如一——」『食養論について』(全日本自然食品協会編・発行、昭和五九年)所収、など参照。
- (2) 河内・前掲書三九頁等、河内前掲五五頁、など参照。

また、土壌——植物——動物——人間の「連鎖」の科学(と哲学)について、アルバート・ハワード著、山路健訳『農業聖典』(養賢堂、昭和三四年、原著“An Agricultural Testament”の初版は、一九四〇年発行)三一四五頁、二五八—二六三頁、アルバート・ハワード著、横井利直・江川友治・嶋木翠・松崎敏英共訳『ハワードの有機農業(上下)』(農文協、昭和六年、原著“Farming and Gardening for Health or Disease”の初版は、一九四五年)の上巻三二—四三頁、四八頁、一〇

四一—一七頁、二七三—二九八頁、下巻の一〇頁、九四—一一七頁など、参照。

そのほか、日本有機農業研究会（昭和四六年創立）の機関誌（月刊）「土と健康」には、随時、示唆に富む報導・論説が掲載されている。また、NHK取材班著『人間は何を食べてきたか』（日本放送出版協会、昭和六〇年）は、「身土不二」を実感させる文献である。

さらに、いわゆる科学的なアプローチではないかもしれないが、徳富蘆花（健次郎）（一八六八年—一九二七年）が、「土の上に生れ、土の生むものを食うて生き、而して死んで土になる。われらは畢竟土の化物である」といわれたのも（『みみずのたはこと（上）』（岩波文庫、昭和五三年—初版は大正二年）二一〇頁）、「身土不二」の洞察・悟りといつてよからう。

(3) 本文よりも、いささか詳細な数字を示したものとして、宮崎俊行「農地法と農地上の権利の変動」民商法雑誌九三巻（創刊五〇周年記念論集Ⅱ・特別法から見た民法、有斐閣、昭和六一年）一一四—一一五頁の表を参照。

(4) これに対して、EC—二ヶ国の飼料穀物輸入量は、わずかに四〇〇万—五〇〇万トン程度に過ぎないし、反面、輸出も七〇〇万トン—九〇〇万トン程度に達する。

四、食料の商品化と法・法学

1 右に述べた、食のパターンの変化の原因の中で、法に密接な関連を持つファクターは、上記③の経済であろう。

日本の輸出総額と農産物輸入額とを対比してみると、近年では、農産物（綿、羊毛、天然ゴムを除く）の輸入額が、一六二億ドルないし一八三億ドル（昭和三五年—一八・八億ドル、昭和四〇年—一九・四億ドルであったのに対して）に達するけれども、その輸出総額（昭和六一年—二二・五億ドル、昭和六二年—二三八億ドル）に対する割合では、八%弱の額である（昭和三五年では二二%程度、昭和四〇年では二三%程度であった）。要するに、すさまじい農産物輸入の増大も、それよりもはるかにハイペースの輸出の増大のために（昭和三五年—四一億ドル、昭和四五年—二〇二億ドル、昭和五五年—一三八〇億ドル、昭和六〇年—一八二六億ドル）、国民経済的には、全く負担とならなくなったわけである。のみならず、周知の

通り、近年の國際為替相場の「円高」と相俟つて、とにかく、生産コストの安い産地（国）の農産物についての輸入促進の動き（経済的のみならず、社会的ないし政治的な）が加わっている。

以上の傾向を通覧し、洞察した結果を一言でいえば、食料が、全く「商品」として把握されているということである。その反面、人間にとって、食料が、本来的に持っている意味とか、人間と食料と土地・大地との相互関係についての掘り下げた認識（哲学）が——これを別言すれば、人間は、大地・地球の中で根本的にいかなる位置づけを受けべきかの科学および哲学が——全くと言って良いくらいに欠落してしまった、わけである。⁽¹⁾

2 そこで、問題は、以上に述べたような「身土不二」から逸脱する方向での食のパターンの変化が、経済的ないし金銭的ファクターを主な要因として是認・推進されてきたのに対して、一体、法・法学は、いかなる役割を果たしたのか、ということである。

ここで考察の基本路線を見失わないために、はじめにひとまずあえて、いささかの飛躍を許していただくことにして、この点についての結論を述べれば、近・現代の、法・法学は、実は人間についての——とくに人間が、「この世」に生を受けている間に、何を目的（目標）とすべきかについての——基本的な認識を欠いていたから、上述のような「身土不二」から逸脱した食のパターンの変化（悪化）については、問題意識を全く持ち得なかった、ということであろう。そこで、さらに、近・現代の、法・法学をして、かく在らしめたものは何か、についても考察する必要があるわけである。考察の基本路線を、このように設定して、この路線から大きく逸脱することのないように気を付けながら、もう少しキメ細かく、ステップ・バイ・ステップで、考察を進めて行くことにしよう。

(1) 土—植物—動物—人間、という連鎖の見地から、人間、および人間と大地との関係について若干の考察をこころみたものとして、宮崎俊行「食糧生産基盤の保全と法」ジュリスト総合特集28『日本の食糧——風土・農政・食文化』（有斐閣、昭和五七年）一〇九—一七頁、宮崎俊行「農業法の理念」ジュリスト八八〇号（有斐閣、昭和六二年）四六—四七頁、七四頁な

ど、参照。

五、食料についての法的把握

1 食料について、法・法律がこれを把握する場合、個人（法律用語では自然人）や家族の日常生活に一番近い次元（段階）で考えてみると、それは、或る食料を或る人が食べることを、他の人々に対する関係で保障することである。この点は、近・現代法では、或る人の或る食料についての「所有権」（その客体である或る食料を、所有権主体である或る人が自由に「処分」できる権能〔民法二〇六条〕）ということになる。この点は、近・現代法のような「所有権」という法概念を使うかどうかはともかくとして、おそらくは、有史以来、保障を要することとされてきたことであろう。この次元のことについても、食料を「食べる」というよりも、本来は「頂く」というべきであるのに、法律上・法学上は、これを「処分」というような浅薄で、抽象的な概念で把握することについて、実は、無視できない問題があるのだけでも、ここでは割愛しよう。⁽¹⁾それは、ともあれ、この段階では、食料は「いのち」の「糧」であって、商品ではない（法的取扱いでも）。

個人（法律用語でいう自然人）や家族の日常生活の次元（段階）の次に、食料が、法・法律と関連する次元（段階）は、流通の段階である。この段階では、食料も、まさに一種の商品として把握されている（近・現代法では）。商品として把握されるといふことは、食料が、その食料としての個性（人間・自然人および「食料が生産される」土地との関連で持つ）を喪失して、単に貨幣価値を担った物（貨幣価値の現象形態）として把握されていることである。この段階（次元）では、食料の所有主体は、人間・自然人（食料を食べなければ生きられないところの）ではなく、単なる抽象的な権利主体としての「人」である。したがって、この「人」の中には、法人が含まれることになる。法

人が食料と関わり合うのは、この段階である（食べることの保障の段階ではない）。

このように、食料といえども、流通の段階・次元では、それが帶有する人間（自然人）および或る土地との間で持つ、本来的な結び付き・個性を喪失して、商品として抽象化され、かつ、それが「人」とくに法人（とりわけ営利法人）の支配に服することとなることは、少し考えてみると、まことに驚くべきことであることがわかる。そして、近・現代の、法・法学が、そのことを当然のこととして取り扱っていることもまた、実は、驚くべきことである。

この流通段階においては、「人」・法人の、役員（機関構成員）なり、使用人なりとして、直接に食料の流通に携わる個々の人々の、人間・自然人としての誠意はあるとしても、それにもかかわらず、総体としては、樋田敦氏のいわゆる「流通機構」の意思・要請がその機構全体に貫徹し、さらに、食料が、「流通機構」に入る、いわば入口である生産の段階と、いわば出口である消費の段階とを支配するに到っている。すなわち、「流通機構」の要求するところのコストと規格に合致する食料の生産が出来ない（あるいは、するつもりのない）生産者・生産地は、「流通機構」から見捨てられて、衰退・消滅する。また、消費者（としての人間・自然人）は、「流通機構」の要求に合致した商品である食料のみを入手・消費するように事実上、強いられてしまう（「流通機構」が、見捨てた生産者・生産地の食料の入手はできなくなる⁽²⁾）。

「流通機構」は、およそ商品である物について、およそ「人」（法人を含む）が、これを取り扱うところに成立するのだから、食料の「流通機構」だけが、他の商品の「流通機構」と別個独立に存在するわけではない。むしろ、全ての商品の「流通機構」は、実質的には、単一であるといふべきであろう。

このような「流通機構」の成立、支配力の増大は、技術文明的には石油文明の所産であるといわれている。その結果、現代社会においては、「流通機構」は、ついに、実質的・技術的には、国家主権をも左右する力を具えてしまったのである⁽³⁾。いま、このことを示す実例を、例えば、農業法の分野についてだけでも詳細に説明する余裕はないが、

大掴みに言えば、少なくとも経済高度成長期以降の日本農業法の変遷は、規格に適合した農畜産物を低コストで生産せよとの、「流通機構」の要請に対応することであつたといつても過言ではなからう。⁽⁴⁾

(1) この点に関連して、高梨公之「物の概念と神賜思想」法学紀要一卷（日本大学法学研究所、昭和三四年）一五二—一七三頁参照。

(2) 植田敦（資源物理学・エントロピー論専攻）著『エントロピーとエコロジー』（ダイヤモンド社、昭和六一年）九四—一〇〇頁、一六七頁、一七八頁など、参照。

(3) 植田・前掲書九二—九四頁、一六八頁など、参照。

(4) 現在、一般的には、このような状況の中で、土壌—植物—動物—人間、という循環的連鎖を逸脱しない農業を守り、そういう農業に「いのち」を懸けようとする農業人は、その大部分が、何らかの形で、「流通機構」の要求に合致しない食料を、人間・自然人として熱望する人々（消費者）と提携して、「流通機構」の支配を受けない（全面的とまでは行かなくても、ある程度までは）、いわば「自前の流通組織」を創造する努力をしているように思われる（その実例の若干のものにつき、宮崎俊行「農業法人の近時の状況から農業法学に提起された若干の課題」『慶應義塾大学法学部法律学科開設一〇〇周年記念論文集（慶應法学会関係）』（平成二年夏刊行予定）所収、参照）。このことは、逆に、本文で述べたことを実証するものと言つてよからう。

六、法の「制度化」・「物体化」

1 ところで、ここで、植田敦氏にならつて、「流通機構」という言葉を用いてきたが、法・法学の側面から見れば、これは一つの「制度」であるといつてよからう。この点に関連して、すでに、ホセ・ヨンパルト氏（上智大学教授）によつて、現代社会においては、法が人間から離れて、「法の（制度化）ないし（物体化）」が行われ、そうなること、基本的な人権を主張しなければならぬ相手側も、人間（自然人）で構成される国家機関であるとは限らず、「制度化

された技術」であることもある、というするどい指摘がなされている。したがって、同氏は、続けて、もし、法的目的的、かつ、人格的アプローチを無視するのであれば、人間が無視され、法的組織の歯車と化してしまうことを忘れてはならず、また、現代法の基礎として認められる人間の尊厳、といった概念に道徳的問題を含めて考える必要のあることを説かれている⁽¹⁾。

また、峯村光郎氏（一九〇六年—一九七八年・元慶應義塾大学教授）は、法哲学は「哲学的人間学」の一部として、構築されるべきことを説かれていた⁽²⁾。

2 以上のような法哲学者の、洞察に基づく提案が見られたにもかかわらず、現実の法・法律の動きの大勢と、法学（少なくとも、法解釈学）の大勢においては、上記のような法哲学者の提案が活かされているとはいえない（なかった）ように思われる。しかも、それが、「基本的人権尊重主義」の日本国憲法の下において、そうである（あった）ことは、一体どういうわけなのであろうか。ホセ・ヨンバルト氏のいわゆる「法の〈制度化〉・〈物体化〉」が、現代社会と不可分の関係において、強固な存在となっているから、そうなのだ、といってしまえば、それまでかもしれないが、この点に、もう少し、キメ細かくかつ高次元からの、あるいは深層に及ぶ検討の光を当ててみることにしよう。そのために、すでに論じつくされたような感もあるが、ここで、近・現代の法ないし法（律）学の性格について、従来とは、いささか異なった角度から（となるかもしれないことを念じて）、若干の考察を試みることにした。

(1) ホセ・ヨンバルト著『法の歴史性——現行法の法哲学的試論——』（成文堂・昭和五二年）一五六—一六一頁、一六二頁、一六六—一七七頁、参照。

(2) 峯村光郎「人間と法——法哲学の課題と立場——」法学研究四五巻四号（昭和四七年四月）一一一七頁、とくに一二頁以下。

七、近・現代の、法・法学の自然観と人間観

1 そこで、問題として採り上げるべきことは、近・現代の、法・法学の前提とするところの、自然観と人間観いかんである。自然観を一言で言えば、こんなことではなからうか。すなわち、自然・地球・大地とは、人間が——というよりも、法人がその力を増した現代では、法人を含む「人」が——これを人為的に区分もしくは切り取って、支配(ないし管理)する客体である、ということである。私法の基本概念である所有権の客体としてもそうであり、公法の基本概念である国家主権の客体としてもそうであらう。⁽¹⁾

人間は、本来、自然・地球の一部であるが、このような自然観においては、人間だけは、自然・地球のうちで人間以外のものから超然として、人間以外のもの(部分)と対立し、それを支配する主体として立ち現れる。

それでは、人間観はどうなのであろうか。人間が、自然・地球の人間以外の他のもの(部分)を支配する主体とされているにもかかわらず、人間以外の他の部分との質的区別が、実は意外にも、殆ど無いように思われる。なぜ、そうなのかというと、人間が、「この世」に生を受け、「この世」で何を目標として努力すべきかについての「自覚」(についての認識)が、全く無いといってよいくらいに、欠落しているからではあるまいか。このことは、一見、信じ難いことと思われるかもしれない。しかし、人間が(まさに人間だからこそ認められるところの、ひとしく「この世」に生を受けている動物や植物とは異なった)、「この世」に生を受けたことの意義についての「自覚」、すなわち「この世」に生を受けている間に為すべきこと・向上すべき目標は神に向かつての向上であるという「自覚」を持たないとするならば、実は、人間と動物との絶対的な区別が本質的になされていまいわけである。⁽²⁾人間と動物との絶対的な区別の認識がしっかりしていないのであれば(言い換えれば、人間も、利口な動物〔利口だから言語を話し、道具を使う〕だといえるのであれば)、つきつめれば、人間と動物との差は程度の差に過ぎなくなるから、人間は、自然・地

球の他の部分を支配するのだと自惚れてみて、人間もまた支配の客体に転化する可能性が決して否定されてはいないわけである。⁽³⁾⁽⁴⁾

したがって、人間が、自然・地球の他の部分を支配するに当たって使用された技術やそれを正当化する論理が、人間を客体として支配するに際しても、応用されるに至ることは避けがたいことである。⁽⁵⁾かくて、先述の「制度化」・「物体化」された法・「制度化された技術」による人間の支配が出現するわけである。

このような観点から、「人間が、自然・地球の人間以外の部分を支配する、主体である」という、近・現代の人間観・自然観を見れば、それは、本来の意味では深い根拠の無い浅薄な観念に過ぎないことがわかる。こういうわけであるから、個人の尊厳、生命、自由および幸福追求についての権利が最大の尊重を必要とされているのだけれども（もつとも公共の福祉に反しない限りだが）——日本国憲法一三条——、人間のこの世での目標がはっきりしない以上は、個人の尊厳・幸福といっても、物質的・金銭的豊かさ、「この世」での単なる延命のための「保健サービス」の完備といったような次元のことが中心とならざるを得ないであろう。

近・現代の、法・法学の——より広く、その背後にある——自然観・人間観は、ヒューマニズムであるといわれるかもしれないが、しかし、それは、人間の、地球・宇宙の中における意義（位置）付けや、永遠の「時」の中における位置付け（現生の、過去生や来生に対する意義付け）いかん、という、哲学的・形而上学的な——というよりも、まさに、宗教的な——考察を回避したものであった。「考察を回避した」というよりも、有史以来の宗教的叡智を、あえて放棄したという方が正確であろう。そこでは、想像を絶する程の広大無辺の時空をつらぬく、「宇宙法則的」なスケールによって認められる、人間の（「この世」に生を受けている間の）、まさに人間に固有な目標を見失って（むしろ見ようともしないで）いたので、それは、現世代だけが視野に在る人間独善主義に墮してしまっただけである。⁽⁶⁾

2 さらに、現世代の法律関係においても、人間が権利ないし法律関係の主体、となることについての形而上学的・

宗教的な裏付けが欠落しているために、人間のうちの法的な権利・義務の帰属点（形式的な）という側面のみが抽象化されて（その側面のみを投影して）、権利の主体としての「人」・「法的人格」・「権利能力」という法的概念が構成され、しかも、その法的概念が、人間のその他の要素・性質・役割から絶縁されてしまったのである。こうなると、「人」・「法的人格者」・「権利能力者」は、人間（法律用語でいう自然人）に限られる必要はなく（一定の組織体でもかまわないことになり）、法人も「人」となる。その法人とされるものの実体も、人間（自然人）の集団——とくに、お互いに顔を覚えられるような人数の——である必要はなくなる。したがって、多数の法人によって構成される集団であっても法人とされ、また、営利の目的に提供されたところの資本こそが不可欠な社会的実体であるところの法人も、さしたる疑問もなく、認められる。⁽⁷⁾ 法人の社会的、経済的実力の極度の増大も（現在の「法人資本主義」といわれる状況も）、それほど疑問ありとはされないのである。⁽⁸⁾ しかし、ここにおいて、権利・義務（法律関係）の主体すなわち、「人」・「法的人格」・「権利能力」という法的概念の成立に際しては、それに該当するものとして、当初（ないし本来）は、人間・自然人を予定しながら、人間・自然人の本来の位置付けについての形而上学的・宗教的な叡智を放棄していたり、また、人間・自然人の持つ権利・義務（法律関係）の形式的帰属点の概念の展開が、人間・自然人のそれ以外の性格・要素・役割から絶縁してなされて来たので、「救済されるべき靈魂も、蹴られるべき肉体もない」という、形而上学的・宗教的には、人間・自然人とは、全く異質な、おそるべき怪物を、法的には、「人」・「法的人格者」の一種——しかも非常な力を（経済的、政治的、社会的な力を）持った「人」——として、是認することになり、ためらいさえ殆どなかったわけである。

3 以上を要約しよう。人間・自然人が、——人権尊重の憲法の下にありながら——とにもかくにも、人間以外のものを支配する主体としての地位から、漸次、法人その他の「へ物体化」された制度」によって支配される客体へと変わって来てしまった（いま現在も、その進行中）わけであるが、そのことの最も根源となる原因は、近・現代の法・

法学が——その背後にある自然観・人間観が——想像を絶する程の広大無辺な時空をつらぬく「宇宙法則」に照らした人間の位置（意義）付けをして来た形而上学的・宗教的な叡智、を放棄してしまったことに在るわけである。宗教なくして生きるという、近・現代の「実験」は失敗に帰したのである。⁽⁹⁾（補註）

人間の位置（意義）付けについての形而上学的・宗教的な叡智と絶縁した、対象を操作するための概念体系としての、近・現代の、法体系・法学が、実は、人間に本當に固有な「この世」の生き方を保障するに至らないのは、むしろ当然のことであった。⁽¹⁰⁾

(1) 所有権や国家主権によって、「正当化」された、人間による自然支配の限界に関して、宮崎俊行「自然を支配することの限界についての一覚書——所有権、国家主権および法人を中心として——」日本大学創立百周年記念論文集第一巻・法律学編（日本大学法学部、平成元年）四一一—四三三頁参照。

(2) E. F. Schumacher, *A Guide for the Perplexed*, pp. 15-38, Harper & Row (1977). 小島慶三・斎藤志郎訳『混迷の時代を超えて——人間復興の哲学』（佑学社、昭和五五年）三二—六二頁参照。

(3) 念の為に付言すれば、ここで、人間と動物や植物との絶対的区別について、その必要性を強調したが、このことは、土——植物——動物——人間——土、という生命の循環を無視したり、この中で、人間だけが、自分のために他を支配する資格がある、というわけではない。それぞれが、地球・宇宙の中で持っている（神から与えられた）位置付け・特性についての考察・自覚が必要だということである。

(4) 人間と動物との絶対的区別の欠落ということは、別言すれば、人間の中の動物と共通するファクターだけに着目し、人間の像を組み立てることだといってもよいかもしれない。弘法大師・空海は、人間の心の在り方を十種類に分け、十種類の段階の最低の心を、「異生羶羊心」とされているが（『秘密曼荼羅十住心論』（八三〇年頃）・川崎庸之校註『空海』（日本思想大系 5、岩波書店、一九七五年）による）、人間と動物との絶対的区別の欠落は、人間とは、常識的な感覚で動物とは異なるが、その心は、「異生羶羊心」なのだ。——より向上することについては「思いもよらない」ことだ——とする人間観であるといってもよいのではなからうか。

(5) E・F・シュマッハーは、科学を、「理解のための科学」(science for understanding) と「操作のための科学」(science

for manipulation) とに分け、前者は「叡智」(wisdom) といってもよく、悪用ができないものであるのに対して、後者は、欲望に従属すると欲望に奉仕する力となり得るが、そうなると、それは、自然の操作から人間 (people) の操作に進むことは、ほとんど不可避の傾向となっている、と説かれている (Schumacher, op. cit., pp. 33-4. 前掲・訳書八一―八二頁)。

(6) 幾世代も——あるいは「気の遠くなるような」未来までも、子孫に莫大な、恐るべきマイナスの遺産を遺すような地球環境汚染、たとえば原子力発電が、深い反省なしに推進されているのも、まさに、ここに原因がある。

(7) 八木弘著『株式会社財団論』(有斐閣、昭和三八年) とくに第一章の第一節・第二節参照。

(8) 「法人資本主義」については、奥村宏著『法人資本主義』(御茶の水書房、昭和五九年) 参照。

(9) Schumacher, op. cit., p. 139. 前掲訳書一九八頁。

(10) こういうわけであるから、次には、今や、法・法学を、形而上学・宗教の叡智を前提とし、それと密接不可分の関係で建て直さなければならない。それは、今後の課題であるが、おそらく、それは、必ずしも宗教規範と法規範との全面的な内容的な一致を意味するわけではなく、ひとまずは、法規範・法的権利によって保障された行動の在り方が、「この世」における人間の目標——神への向上、即身成仏——の見地から方向付けられることになるのではあるまいか。しかし、本稿では、ここで筆を置くことにし、他日を期することにしたい。

〔補註〕 再校をしている時に、一九八九年二月一日、ゴルバチョフ・ソ連最高会議議長が、バチカンにローマ法王ヨハネ・パウロ二世を公式に訪ね会談した際、ソ連における信教の自由を保障する法律の制定を声明したとの報に接した。ソ連をめぐる内外の政治情勢の作用については、筆者にはわからないが、大局的には「宗教なしで生きる〈実験〉の失敗」を物語る大きな出来事であろう。